

経営者保証に関するガイドラインへの取組方針

津別町農業協同組合

当ＪＡは、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会および日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢を整備しております。

当ＪＡは、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしているお客さまから資金調達の要請を受けた場合には、お客さまの経営状況を特に重視し、加えて資金使途、回収可能性等を総合的に分析判断し、経営者保証を求めない可能性について、お客さまの意向に加え代替的な保証が必要か否かを検討します。

2. 経営者保証の契約時の対応について

経営者保証を求める場合には、お客さまに対して、資産負債のバランス、キャッシュフロー等を検討し保証契約が必要になるかを検討します。又、改善点を示し担保提供等または債権額に見合った財源の提供が可能か等を総合的に判断し保証契約の変更・解除が可能であるかなどについて丁寧に説明を行います。

3. 既存の保証契約の適切な見直しについて

お客さまから既存の保証契約の解除等または変更等の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証の必要性を「契約時の対応同様」に検討しその可否を丁寧に説明いたします。

事業承継が行われた場合は、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性について同様に検討を行います。また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、保証契約の解除についても同様といたします。

4. 経営者保証を履行する時の対応について

保証履行を求める場合には、一律に保証金額全額に対して行うものではなく、保証履行時のお客さまの資産状況（保証能力）、経営責任（法的な手続き状況）を総合的に勘案した上で、履行請求の範囲を検討いたします。